

令和3年度 新潟市特定健康診査受診勧奨業務委託
プロポーザル実施要領

1 業務名

令和3年度 新潟市特定健康診査受診勧奨業務委託

2 目的

新潟市国民健康保険では第二期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定し、特定健康診査受診率向上は重要な課題として位置づけられている。データを活用した特定健康診査の未受診者に向けた効率的・効果的な個別勧奨通知等の施策を立案し、実施することで特定健康診査受診率の向上を図るために委託するもの。

3 業務内容

別紙1「令和3年度新潟市特定健康診査受診勧奨業務委託仕様書」のとおりとする。

本業務に係る新潟市の実績やこれまでに実施した勧奨対策等は、別紙2「新潟市の状況」のとおりである。

4 委託期間

契約日から令和4年3月31日まで

5 提案上限金額

16,909,000円（消費税及び地方消費税を含まない）

6 提案者の参加資格

- (1) 企画提案書の受付から契約締結に至るまでの間に、「地方自治法施行令第167条の4」の規定に該当しないものであること。
- (2) 新潟市の令和3・4年度入札参加資格者名簿の登載事業者
- (3) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置等を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生又は更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書に基づく要件に対応できる者であること。
- (6) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61条）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）、又は暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。）が経営、運営に関係している企業等ではないこと。
- (7) 個人情報の取り扱いに関して、JISQ15001規格に基づくプライバシーマークを取得している、又は情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC27001（JISQ27001）の認証を受けていること。

7 提案事業者の選定

本企画提案は「公募型プロポーザル方式」とし、提案内容、見積金額等による総合評価とする。なお、審査は書類審査とし、別途要綱に基づき設置している新潟市特定健康診査受診勧奨業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が審査し、選定を行う。

8 提案競技の日程

(1) 募集開始	令和3年5月20日（木）
(2) 質問提出期限	令和3年5月27日（木）正午必着
(3) 質問回答	令和3年6月1日（火）
(4) 参加申込締切	令和3年6月8日（火）午後5時まで
参加資格確認結果通知書送付	令和3年6月11日（金）
参加辞退届	令和3年6月23日（水）午後5時まで
(5) 企画提案書提出締切	令和3年6月23日（水）午後5時まで
(6) 審査（書類審査）	令和3年7月6日（火）（予定）
(7) 審査結果通知	令和3年7月上旬

9 参加申請の手続き

本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記により必要書類を提出すること。

(1) 提出期限及び提出方法

令和3年6月8日（火）午後5時までに下記（2）提出書類を持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は、提出期限までに必着とする。なお、提出期限までに提出しない者は、本プロポーザルに参加することができないものとする。

(2) 提出書類

- ① プロポーザル参加申請書（様式1）
- ② 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式2）
注）様式2に、代表者印を押印のこと。
- ③ 会社概要（様式3）
- ④ 委託業務の実施体制（様式4）
- ⑤ プライバシーマーク又はISO/IEC27001（JISQ27001）登録証の写し

(3) 参加資格確認通知の送付

(1)により提出を受けた書類に基づき、参加資格の確認を行い、令和3年6月11日（金）までに参加決定の可否について、電子メールにより通知する。なお、入札参加資格者名簿に搭載のない業者は参加資格なしとして通知する。

(4) 辞退

参加申請書提出後に参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届」（様式5）を提出すること。提出期限は令和3年6月23日（水）午後5時までとする。

10 提案競技に係る質問・回答

本企画提案の実施においては、説明会を行わないため、本実施要領及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。ただし、電話による受付はできない。

- (1) 提出書類 : 質問票(様式6)
- (2) 提出期限 : 令和3年5月27日(木) 正午必着
- (3) 提出方法 : 電子メール
- (4) 回答方法 : 令和3年6月1日(火) までに新潟市ホームページにて回答する。

1.1 企画提案書の提出について(見積書を含む)

企画提案書は、別紙3「令和3年度 特定健康診査受診勧奨業務プロポーザル企画提案書作成要領」に基づき作成の上、本市へ提出するものとする。

1.2 委託業者の審査方法及び評価基準

選定については、別紙4「令和3年度 新潟市特定健康診査受診勧奨業務プロポーザル委託業者選定要領」に基づいて行う。

1.3 審査結果の通知について

各提案者に対して審査結果を電子メールにて通知する。また、最優秀提案者については企業名・点数を、最優秀提案者以外の参加者については点数のみを、令和3年7月上旬を目途に新潟市ホームページに掲載するものとする。なお、審査結果の説明については受け付けない。

1.4 契約

(1) 契約方法

- ① 本市は、最優秀提案者と委託契約の締結交渉を行う。
- ② 最優秀提案者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、若しくは、失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と交渉する。
- ③ 締結交渉の結果、合意に至った場合は委託業務契約を締結する。
- ④ 契約手続きは、「新潟市契約規則」に定めるところによる。
- ⑤ 本市は、契約締結後においても、受託者が本提案における失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除することができるものとする。

(2) 提案内容の実現と経費

提案内容の実現にかかる追加費用や別途費用は、全て受託者の負担で行うこと。

(3) 再委託の禁止

受託者は、本委託業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできない。ただし、あらかじめ書面により市の承諾を得たときは、この限りではない。

(4) 契約保証金

「新潟市契約規則」第34条に定めるところとする。

(5) 契約締結後の留意事項

契約時における仕様は、仕様書及び企画提案書に基づき決定するが、本市と最優秀提案者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

1.5 提案者の失格

次のいずれかに該当した者は失格となる。

- (1) 「6 提案者の参加資格」に示す提案者の資格要件を満たさない者
- (2) 企画提案書提出期限に遅れた者
- (3) プロポーザル参加申請書を提出した日から選定委員会において審査が終了するまでの間に選定委員又は事務局に不正な接触を行った者
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者又は提案者の作成要領に違反する表現をした者
- (5) 提案上限金額を超える見積金額を提案した者

1.6 その他

- (1) 企画提案書等の作成に係る費用については提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書、デザイン等については、本委託業務の選定以外に使用はしない。
- (3) 提出されたすべての企画提案書は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書は複製を作成する場合がある。
- (5) 再委託をする場合は、できるだけ市内事業者を活用するよう努めること。

1.7 各種書類提出先

新潟市役所福祉部保険年金課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

電話：025-226-1075

FAX：025-226-4008

E-mail：nenkin@city.niigata.lg.jp

担当：健康支援推進室